

## 令和3年度等級等ごとの職員の数の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、令和3年4月1日現在における等級等ごとの職員の数について公表します。

### 1 嵐山町一般職員の給与に関する条例

#### (1) 一般職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規程する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	定型的な業務を行う主事の職務	14	10.4	主事	14
2級	知識又は経験を必要とする主事の職務	15	11.1	主事	15
3級	主任の職務	25	18.5	主任	25
4級	主査又は主席主査の職務	36	26.7	主査 主席主査	20 16
5級	副課長の職務	29	21.5	副課長 次長 指導主事 室長	21 4 2 2
6級	課長の職務	9	6.7	課長	9
7級	参事又は技監の職務	7	5.1	参事 技監 課長 局長	1 1 3 2
合計		135	100		135

### 2 嵐山町技能労務職員の給与に関する規則

#### (1) 技能労務職給料表

基準となるべき職務	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
定型的な業務を行う職務	1	100	用務員	1
合計	1	100		1